

住民記録システム標準仕様書 全国意見照会結果（詳細）

No	意見詳細									最終方針	
	対象資料					修正前	修正後	修正案、ご意見の理由		対応	理由
	資料名	対象章	項番①	項番②	項番③			区分	理由		
1	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	1 管理項目	1.1 その他の管理項目	1.3.2 住居表示・地番管理、番地・枝番等コード管理	なお、番地・枝番・部屋番号等が文字列の場合も数値に変換した上で管理すること。	なお、番地・枝番・部屋番号等が文字列の場合も英数字に変換した上で管理すること。	住民サービスの向上	奈良市では英字を含む住所が存在しており、番地・枝番・部屋番号（小枝番）を数値化すると住所表記も変更する必要がある。他業務も含めて影響が大きいため、番地・枝番等コード管理について英字の許可を求める。 ①文字を数値に変換するという標準仕様書に対応することで、桁数が変わるため、ソート目的に使用できなくなる。 ②他業務において、機能別連携仕様経由で受信した「住所_番地枝番数値」から住所コードを復元できなくなる。 ③住居表示地区であり、本籍においても英数字を使用している。住所に本籍を合わせている市民も多く、市民感情的にも英字使用の許容を求める。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 アルファベットについても数値に変換した上での管理をお願いします。基本データリストでも、枝番・部屋番号等を数値としてコード管理する性質上、サンプルにも記載のあるとおり「0000100002」というような数字のみのデータでありながらも整数ではないものになることを想定しています。
2	住民記録システム標準仕様書_諸元表	世帯主変更依頼通知書	－	－		また、国民健康保険に加入されている方で、 <u>資格確認書をお持ちの方は、資格確認書を併せて御持参ください。</u>	下線部をシステムで編集可能なエリアとする。 例）資格確認書または被保険者証をお持ちの方は、お持ちの書類を	住民サービスの向上	法改正により被保険者証の新規発行が終了した後も当面の間は有効な被保険者証が住民の手元には多数残ることから、適切なご案内を行うため。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 個人番号カードと健康保険証等の一体化に伴い、被保険者証と被保険者資格証明書を廃止され、「資格確認書」の交付が開始されることから、「被保険者証」という文言が使用されることは想定されないため対応なし。
3	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	7 連携	7.1.2 番号連携	7.1.2.4 電子証明書のシリアル番号取得	「住基ネット回線経由でカード用署名用電子証明書シリアル番号を自動で取り込む」機能が削除された。		システム上の理由	住基ネット側の改修として、住基ネットから既存住基システムへカード用署名用電子証明書シリアル番号を連携する機能自体が構築されないことを意味するのでしょうか。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 自治体が住民から電子申請を受け付ける場合には、当該申請に付されているカード用署名用電子証明書の検証を行うに当たり、カード用利用者証明用電子証明書シリアル番号の提供をJ-LISから受けることができ、住民記録システムで保持しているカード用利用者証明用電子証明書シリアル番号と照合することで申請者の特定を行うことができるため、御認識のとおり、住基ネットから既存住基システムへカード用署名用電子証明書シリアル番号を連携する機能を保持する改修を住基ネットにて行う予定はありません。
4	住民記録システム標準仕様書_帳票一覧・レイアウト	世帯主変更依頼通知書	－	－		「国民健康保険に加入されている方で」と記載がある。	「市町村の国民健康保険に加入されている方で」に修正する。	住民サービスの向上	国民健康保険法により、国民健康保険の保険者には市町村と国民健康保険組合の2種類があります。どちらの保険者であっても国民健康保険となりますが、世帯主変更の届出により市区町村で国民健康保険に関する手続きを行うのは、保険者が市町村の国民健康保険となります。このため、「国民健康保険に加入」との表記では保険者が国民健康保険組合の国民健康保険の方を含んでしまうため、区別するための表記としました。	要対応	御指摘のとおり、現行の文面では、「国民健康保険」とだけ記載しており、市町村か組合かを特定しておらず、誤解を与える記載となっているため、「市町村（特別区を含む）の国民健康保険に加入されている方で、資格確認書をお持ちの方は、資格確認書を併せて御持参ください。」に修正対応いたします。
5	住民記録システム標準仕様書_業務フロー	業務フロー	4.5.3、4.5.4、4.5.5	外国人住民のみに関係する異動	帰化、国籍取得・申出、国籍喪失・申出	「国民健康保険の資格確認書」と記載がある。	当該記載の削除又は、「住民担当課で国保業務を行っている場合」を追記する。	業務精度の向上	帰化、国籍取得・申出、国籍喪失・申出に伴う国保業務を住民担当課で行っていない場合、国民健康保険の被保険者証・被保険者資格証明書を住民担当課に提出することはありません。転居・転出・世帯変更の業務フローでも国民健康保険の被保険者証・被保険者資格証明書を住民担当課に提出することは記載されていません。現時点で住民票の記載・修正・削除に伴う国民健康保険資格確認書の詳細な取扱いが不明ですが、住民担当課で国保業務を行わない状況であれば、国民健康保険資格確認書を住民担当課に提出する必要はないため業務フローの当該記載を削除する又は、帰化、国籍取得・申出、国籍喪失・申出に限り住民担当課に国民健康保険資格確認書の提出を記載する理由がある場合には「住民担当課で国保業務を行っている場合」との記載を追記するものです。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 御指摘の文言は、世帯主変更に伴い役所内で手続が必要となることから記載しているため、対応なし。
6	住民記録システム標準仕様書	第3章 機能要件	4 異動	4.1 届出	4.1.1.1 転入者情報入力	除票データにおいて、住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号が一致する者がいた場合は、再転入者としての処理を行うこととし、新規入力を抑止すること。	除票データ・住登外データにおいて、住民票コード、在留カード番号又は特別永住者証明書番号が一致する者がいた場合は、再転入者としての処理を行うこととし、新規入力を抑止すること。	業務精度の向上	住登外課税の対象者が転入してきた場合、元々の住登外宛名と新規の宛名を同一人として結びつける必要があるため。上記機能が実装されない場合、同一人で宛名が2つ以上存在してしまう可能性がある。 ※他の標準化により本問題が解決できる場合は本照会では取り下げます。	対応なし	当該ご意見については対応なし。 「住登外者」は、住民基本台帳の記載対象ではないことから、住民記録システム標準仕様書の対象外と整理しております。また、番号法及び住基法の解釈として、住登外者等宛名番号管理機能として個人番号や住基ネットから得られた本人確認情報を保持し、突合キーとして利用することは、目的外利用に当たるおそれがあること等を踏まえて、「住登外者」に関する機能を保持する対応はおこないません。